

今号の主な内容	
2面	主なマイナンバー利用事務
3面	新宿ものづくりマイスター・優良企業表彰
5面	新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の一部改正案にご意見を
8面	年末年始の区役所の業務 地域の安全のための歳末特別警戒パトロールにご理解を

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成27年(2015年)

12・15

第2160号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
午前8時～午後10時(1/1～3は休みます)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

1月
から

マイナンバー(個人番号)の 利用が始まります

マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度の導入に伴い、区民の皆さんには、マイナンバー(個人番号)をお知らせする通知カードを11月から順次お送りしています。1月からは、社会保障・税・災害対策分野の事務の一部で、申請時にマイナンバーの記入が必要になる等、区の窓口でマイナンバーの利用が始まります。

今回は、どのような事務でマイナンバーを利用するのか、窓口での手続きがどう変わるのかをお知らせします。

【問合せ】▶制度全般について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・FAX(5272)5500、▶通知カード・個人番号カードについて…戸籍住民課(本庁舎1階)☎(5273)4359・FAX(3209)1728へ。

★通知カードをまだ受け取っていない方へ★

まだ通知カードが届いていない方や、「郵便物等ご不在連絡票」の保管期限が過ぎた方は、マイナンバー相談窓口☎(5273)4359・FAX(3209)1728へお問い合わせください。

どのような事務で利用するの？

あらかじめ決められた社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで利用します。

マイナンバーを利用する主な事務は2面でご案内します。利用する事務の一覧は区のホームページでご覧いただけます。

社会保障

医療保険の手続き、児童手当、その他福祉の給付など

税

住民税の申告など、税の手続き

災害対策

被災者台帳の作成や支援金の支給など

マイナンバーは大切なものです むやみに他人に教えないでください

▶店舗やインターネットの入会登録などでマイナンバーを聞かれても、絶対に教えないでください。

▶区役所等の行政機関が、電話でマイナンバーを聞くことはありません。

窓口での手続きはどう変わるの？

●申請書等にマイナンバーの 記入が必要になります

マイナンバーを利用する事務の手続き時、区へ提出する申請書や届出書に、本人またはご家族のマイナンバーを記入していただきます。ご理解・ご協力をお願いします。



★原則として本人がマイナンバーを記入しますが、マイナンバーが分からない場合等は、本人の同意をいただいた上で、区が番号を確認し、記入します。

★マイナンバーを記入できない、記入しないという理由のみで、サービスを申請できないことはありません。

将来的
には

29年7月からはこれまで必要だった提出書類の一部が 省略できるようになります

29年7月から、自治体間での情報照会が可能となり、それぞれの手続きで必要な書類(課税証明書等)の提出が不要になります。

●申請の際に番号確認と本人確認をします

窓口で職員が申請書に記入した番号が正しい番号かどうかの確認(番号確認)となります。また、本人の確認(本人確認)をします。

申請の際に以下の書類をお持ちください。

番号確認

次のいずれか1つ

▶通知カード、▶個人番号の表示がある住民票、▶個人番号カード(※)



本人確認

●官公署が発行した顔写真が付いた証明書であれば1点

▶運転免許証、▶パスポート、▶身体障害者手帳、▶精神障害者保健福祉手帳、▶在留カード、▶個人番号カード(※) など

●上記の証明書がない場合は、次のうち2点

▶健康保険被保険者証、▶年金手帳、▶児童扶養手当証書、▶官公署等から発行・発送された書類等

※個人番号カードの交付を希望する方は、通知カードとともに郵送する「個人番号カード交付申請書」で申請してください。申請後、1月から順次、「交付通知書」をお送りし、交付の案内をします。案内に基づき戸籍住民課(本庁舎1階)で個人番号カードをお受け取りください。

月日の流れは速いもので、今年も残すところあと半月となりました。区民の皆様のご協力をいただき、区長就任後1年が経過しました。できる限り、地域の現場に赴いて、皆様の「生の声」をお聞かせいただき、全力で区政の課題解決に取り組んでまいりました。地域の皆様や事業者の皆様など、多くの方々に支えていただきながら、「持続的に発展し続ける新しい新宿」の実現に向けて、一歩ずつではありますが、区政を前進させることができたと思っております。▼このまちが持続的に発展し続けるには、「暮らしやすさ」、「賑わい」、「安全・安心」の3つがとても重要です。「暮らしやすさ」では、将来を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てしやすいまちを目指し、待機児童対策を始めとした子育て支援や新宿区教育大綱の策定に取り組みました。また、高齢者や障害者が地域で暮らし続けられるまちを目指し、介護予防や認知症対策、障害者支援施設や居宅介護を支える介護保険施設の整備などを進めました。▼「賑わい」では、地域のコミュニティの核にもなる商店街の活力を増すために商店街応援セーラーや地域飲食応援事業などの支援を、また、外国人観光客が何度でも訪れたいくなる国際観光都市を目指して、無料公衆無線LAN「新宿フリーWi-Fi」や観光案内所の整備を進めました。このほか、歩きたくなるまちの実現に向け新宿駅周辺の整備や新宿通りのモル化に向けた取り組みなど「賑わい都市・新宿」の創造に力を尽くしました。▼「安全・安心」では、建物の耐震化や不燃化、備蓄物資の拡充や防災区民組織の支援などの防災・減災対策はもとより、小学校への防犯カメラの設置や客引き・ポッタクリの撲滅に向けた繁華街対策の強化など、安全で安心なまちづくりに取り組ましました。▼今後は、これまで進めてきた施策を評価するとともに、将来を見据えて新たな課題を整理し、現総合計画の総仕上げとして来年度から開始する第三次実行計画を軸にしながら、区民の皆様とともに「誰もが住みたい、住み続けたい新宿のまち」をつくりあげてまいります。今年一年、区政にご支援いただいた多くの皆様に改めて感謝申し上げます。皆様、よいお年をお迎えください。

区長 古住 健一

コラム 新宿の未来のために！

新宿区ホームページ「区長の部屋」で
写真日誌も公開しています

「区長の部屋」で写真日誌も公開しています。月日の流れは速いもので、今年も残すところあと半月となりました。区民の皆様のご協力をいただき、区長就任後1年が経過しました。できる限り、地域の現場に赴いて、皆様の「生の声」をお聞かせいただき、全力で区政の課題解決に取り組んでまいりました。地域の皆様や事業者の皆様など、多くの方々に支えていただきながら、「持続的に発展し続ける新しい新宿」の実現に向けて、一歩ずつではありますが、区政を前進させることができたと思っております。▼このまちが持続的に発展し続けるには、「暮らしやすさ」、「賑わい」、「安全・安心」の3つがとても重要です。「暮らしやすさ」では、将来を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てしやすいまちを目指し、待機児童対策を始めとした子育て支援や新宿区教育大綱の策定に取り組みました。また、高齢者や障害者が地域で暮らし続けられるまちを目指し、介護予防や認知症対策、障害者支援施設や居宅介護を支える介護保険施設の整備などを進めました。▼「賑わい」では、地域のコミュニティの核にもなる商店街の活力を増すために商店街応援セーラーや地域飲食応援事業などの支援を、また、外国人観光客が何度でも訪れたいくなる国際観光都市を目指して、無料公衆無線LAN「新宿フリーWi-Fi」や観光案内所の整備を進めました。このほか、歩きたくなるまちの実現に向け新宿駅周辺の整備や新宿通りのモル化に向けた取り組みなど「賑わい都市・新宿」の創造に力を尽くしました。▼「安全・安心」では、建物の耐震化や不燃化、備蓄物資の拡充や防災区民組織の支援などの防災・減災対策はもとより、小学校への防犯カメラの設置や客引き・ポッタクリの撲滅に向けた繁華街対策の強化など、安全で安心なまちづくりに取り組ましました。▼今後は、これまで進めてきた施策を評価するとともに、将来を見据えて新たな課題を整理し、現総合計画の総仕上げとして来年度から開始する第三次実行計画を軸にしながら、区民の皆様とともに「誰もが住みたい、住み続けたい新宿のまち」をつくりあげてまいります。今年一年、区政にご支援いただいた多くの皆様に改めて感謝申し上げます。皆様、よいお年をお迎えください。